○厚生労働省令第七号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十九条の二の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

厚生労働大臣　根本　匠

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康診査に関する情報の提供の求め） **第八条**　法第十九条の二第一項の規定により提供を求めることができる情報は、乳児又は幼児に対する法第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査（以下「健康診査」という。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　健康診査（精密健康診査（既に行われた健康診査の結果に基づき、より精密なものとして行われる健康診査をいう。第三号及び第四号において同じ。）を除く。次号において同じ。）の受診の有無 二　健康診査を受診している場合にあつては、次に掲げる情報 イ　受診の年月日 ロ　受診した市町村名 ハ　当該受診の年月日における乳児又は幼児の月齢 ニ　当該健康診査の結果であつて、次に掲げるもの (1)　身体発育状況 (2)　当該健康診査の所見 三　精密健康診査が必要である旨の通知の有無 四　前号の通知があつた場合にあつては、次に掲げる情報 イ　当該通知の年月日 ロ　精密健康診査の受診の有無 ハ　精密健康診査を受診している場合にあつては、受診の年月日 ニ　当該精密健康診査の所見	**第八条**　削除
（情報通信の技術を利用する方法） **第八条の二**　法第十九条の二第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。